

団体生命共済事業細則

(総 則)

第1条 教職員共済生活協同組合（以下「組合」という。）は、団体生命共済事業規約（以下「規約」という。）第76条（細則）にもとづき、この細則を定める。

(被共済者の取扱い)

第2条 配偶者または子を被共済者とする契約は、組合員を被共済者とする契約を前提とし、配偶者ならびに子のみの契約は認めないものとする。配偶者、もしくは子のみの契約についても同じとする。

2 規約第9条（被共済者の範囲）に定めるところにより被共済者となった共済契約者の子の共済掛金額の適用に際し、その被共済者が21歳を超えることとなった以後に到来する更新日の共済掛金額については、同条に定める共済契約者の子以外の被共済者の共済掛金額を適用することとする。

3 共済契約者の子を被共済者とする場合で、その被共済者の年齢が15歳に満たない場合には、規約第41条（基本契約共済金額）の規定にかかわらず基本契約共済金額の最高限度は1,000万円とする。ただし、その被共済者を被共済者または被保険者とする他の死亡共済または死亡保険が締結されている場合には、組合が認める場合を除き、その契約の保障金額の合計と1,000万円との差額を基本契約共済金額の最高限度額とする。

(子の定義)

第3条 規約第9条（被共済者の範囲）第1項第3号中の「未就業」とは、自らの収入のみにより生計を維持しておらず、共済契約者が加入する健康保険において被扶養者となっている状態をいう。

2 規約第9条第1項第3号中の「未婚」において、内縁関係にある場合は未婚とみなさないものとする。

3 第1項および第2項の確認のために、この組合は、共済契約者に対し、健康保険証および戸籍謄本の提出を求めることができる。

(質問事項)

第4条 規約第12条（共済契約の申込み）第2項にいう「質問事項」とは、別表1「質問表」の通りとし、共済契約申込日において、その各項目のいずれにも該当しない被共済者を「通常健康体」という。

2 前項にいう「通常健康体」の確認は、次の者について、別表1「質問表」に対する回答に基づいて行う。ただし、「質問表」に対する回答の内容については、共済金請求時において、調査のうえ確認するものとする。

(1) 新規に被共済者として申込みをする者

(2) 更新契約において増口の申込みの対象となる被共済者

3 別表1「質問表」の4でいう「悪性新生物」とは、この組合が実施する医療共済事業規約別表第4「対象となるガン」に定めるものをいう（ただし、分類項目のうち、上皮内新生物を除く）。

（身体障害等級表）

第5条 規約別表第2の「身体障害等級表」は、別表2「身体障害等級表」に掲げるものとする。

（特定障害不担保法の適用）

第6条 共済契約を締結する際、被共済者の健康状態その他がこの組合の定める基準に適合しないときは、共済契約者の承諾を得て、次条に定める特定障害不担保法（以下、「特別条件」という。）を適用して締結する。

2 特別条件は、基本契約および障害特約に適用するものとする。

（特定障害不担保法）

第7条 特別条件により不担保とする特定障害は、視力障害または聴力障害とし、次の各号のとおり取り扱う。

(1) 視力障害

被共済者が規約別表第2「身体障害等級表」および別表2「身体障害等級表」に定める障害状態のうち、別表3に定める視力障害に該当したときは、この組合は高度障害共済金および障害共済金を支払わないものとする。

(2) 聴力障害

被共済者が規約別表第2「身体障害等級表」および別表2「身体障害等級表」に定める障害状態のうち、別表3に定める聴力障害に該当したときは、この組合は障害共済金を支払わないものとする。

2 特別条件が適用されている共済契約の増口はできないものとする。

（共済金請求のための書類）

第8条 規約第22条（共済金の請求）の規定による共済金請求の場合の添付書類は、次のものとする。

提出書類		(1) 共済金請求書	(2) 死亡診断書 (死体検案書)	(3) 交通事故申請付属書	(4) 交通事故証明書	(5) 公務災害認定書	(6) 障害診断書	(7) 戸籍謄本	(8) 共済金受取人の印鑑証明書	(9) その他の必要書類
共済金の種類										
死亡共済金		○	○					○	○	○
交通災害死亡共済金		○	○	○	○			○	○	○
公務災害死亡共済金		○	○			○		○	○	○
高度障害・障害共済金	組合員	○					○			○
	配偶者・子ども	○					○	○		○

(生死不明の場合)

第9条 規約第25条(生死不明の場合の共済金の支払い及び共済金の返還)にいう「被共済者が死亡したものと認めるとき」とは、つぎの各号の場合とする。

- (1) 被共済者が失踪宣告をうけたとき。
- (2) 船舶または航空機の事故およびその他の危難(以下「危難」という。)に遭った者のうち、被共済者の生死が、危難の去った後、つぎの期間を経過してもわからないとき。ただし、つぎのそれぞれの期間が経過する前であっても、この組合が、被共済者が死亡したものと認めるときは、死亡共済金、公務災害死亡共済金または交通災害死亡共済金を支払うことができる。
 - ア 航空機の事故の場合 30日
 - イ 船舶の事故の場合 3ヶ月
 - ウ ア、イ以外の危難の場合 1年

2 前項の規定により、共済金受取人が死亡共済金、公務災害死亡共済金および交通災害死亡共済金を受け取った場合において、当該共済金受取人は、念書を提出することを要する。

(共済契約の解約の手続き)

第10条 共済契約者は、規約第31条(共済契約の解約)の規定により共済契約の解約を行う場合には、この組合所定の書類に必要事項を記入し、署名のうえ、この組合に提出しなければならない。

(取扱内規)

第11条 この細則に定めるもののほか、共済契約について必要な事項は、取扱内規で定める。

付 則

- 1 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。
- 2 この細則は、1969年6月20日より施行する。
- 3 この改正細則は、1970年4月1日より施行する。ただし、1970年6月30日現在共済契約を行っているもので、第6条第1項第1号ただし書きに規定する組合員については、同条第4項の規定にかかわらず、加入年齢の制限は行わないものとする。
- 4 この改正細則は、1970年6月7日より施行する。
- 5 この改正細則は、第5条については1971年6月1日より（ただし、1970年度加入者は、その共済契約の満期日の翌日より適用）、第9条については1969年6月20日より施行する。
- 6 この改正細則は、1971年7月26日より施行する。
- 7 この改正細則は、1973年6月1日より施行する。ただし、1972年度までの加入者については、1971年6月1日改正の細則による。
- 8 この改正細則は、1975年1月1日より施行する。
- 9 この改正細則は、1976年7月1日より施行する。
- 10 この改正細則は、1977年2月26日より施行する。
- 11 この改正細則は、1978年7月1日より施行する。
- 12 この改正細則は、1978年4月1日より施行する。
- 13 この改正細則は、1979年5月26日より施行する。
- 14 この改正細則は、1980年4月1日より施行する。
- 15 この改正細則の細則第11条（更新の場合の年齢特例）のただし書きは、1979年度の共済契約から適用するものとする。
- 16 この改正細則は、1982年4月1日より施行する。ただし、1982年3月31日以前に成立した共済契約については従前の細則によるものとする。
- 17 この改正細則は、1983年7月1日より施行する。
- 18 この改正細則は、1984年7月1日より施行する。
- 19 この改正細則は、1985年7月1日より施行する。
- 20 この改正細則は、1986年4月1日より施行する。
- 21 この改正細則は、1989年8月1日より施行する。
- 22 この改正細則は、1989年7月1日より施行する。
- 23 この改正細則は、1994年8月1日より施行する。
- 24 この改正細則は、1996年8月1日より施行する。
- 25 この改正細則は、1998年8月1日より施行する。
- 26 この改正細則は、2001年2月22日より施行する。
- 27 この改正細則は、2003年8月1日より施行する。
- 28 この細則は、2010年3月26日から施行し、2010年4月1日以後に発効する共済契約

(更新契約を含む。)から適用する。ただし、第2条(被共済者の取扱い)第3項に定める基本契約共済金額の最高限度は、適用日前に成立した共済契約(以下「既契約」という。)についても、既契約がすでに同項に定める基本契約共済金額の最高限度を超えている場合を除き、将来に向かって適用することとし、既契約がすでに同項に定める基本契約共済金額の最高限度を超えている共済契約については、被共済者の年齢が15歳に達するまでは共済金額の増額を認めないものとする。

- 29 この細則の一部改正は2011年10月14日から施行し、2011年10月14日以後に発効する共済契約に適用する。ただし、男性の外ぼうに対して醜状を残すこととなる障害の等級については2010年6月10日以後に身体障害にかかる共済金の支払事由に該当したもののから適用する。

別表 1

「質問表」

下記の質問は、新規加入または増口（額）加入される方（被共済者）の申込日における健康状態を申告していただくものです。現在の契約と同口（額）で継続加入される方の場合には、申告の必要はありません。

質問をよくお読みになった上、該当する項目がある場合は健康状態回答欄の「あり」に、該当する項目がない場合は「なし」の欄に○印を付けてください。

- 1 病気やケガのため、申込日に入院、病気休暇または安静加療をしている。（病気休暇または安静加療を要すると診断されている場合も含まれます。）
- 2 病気やケガのため、申込日を含め過去 1 年以内に連続して 14 日以上入院、病気休暇または安静加療をしたことがある。（申込日を含め過去 1 年以内に病気休暇または安静加療を要すると診断されている場合も含まれます。）
- 3 病気やケガのため、申込日を含め過去 1 年以内に開頭、開腹または開胸の手術（内視鏡・カテーテルによるものを含み、虫垂切除術を除きます。）、移植（骨髄移植を含みます。）を受けたことがある。
- 4 つぎの病気によって、申込日を含め過去 1 年以内に医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。

悪性新生物、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ症候群、腎不全、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心疾患、心筋症、心不全、不整脈、大動脈解離、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、脳動脈硬化症、水頭症、統合失調症、うつ病、神経症性障害、自律神経失調症、アルコール依存症、薬物依存症

- 5 申込日現在、医師より「下記の疾病」で診察・検査・治療・投薬を要すると診断されている、または「下記の疾病」により医師の診察・検査・治療・投薬を受けている。
「下記の疾病」とは、次に掲げるものをいいます。

① つぎの新生物

腫瘍、ポリープ、筋腫、のう腫、腺腫、ガン、肉腫、リンパ腫、白血病、骨髄腫

② つぎの血液、代謝および内分泌疾患

貧血、多血症、骨髄線維症、紫斑病、血友病、糖尿病、甲状腺障害、甲状腺中毒症、甲状腺炎、痛風、高尿酸血症、脂質異常症・高脂血症、骨髄異形成症候群

③ つぎの循環器の疾患

狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、心内膜炎、先天性心疾患、心筋症、心不全、不整脈、心膜炎、心筋炎、心筋虚血、ペースメーカー装着

④ つぎの血圧の異常および血管の疾患

高血圧、低血圧（本態性以外）、動脈硬化症、動脈瘤、血栓症、静脈瘤、大動脈炎症候群

⑤ つぎの脳、脊髄、神経および精神の疾患

脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、脳動脈瘤、もやもや病、一過性脳虚血発作、脳動脈硬化症、水頭症、髄膜炎、脳性まひ、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、てんかん、統合失調症、躁うつ病、うつ病、気分変調症、神経症性障害、自律神経失調症、アルコール依存症、薬物依存症、多発性硬化症、脊髄小脳変性症、プリオン病、ハンチントン舞踏病

⑥ つぎの食道、胃、腸の疾患

食道かいよう、胃かいよう、十二指腸かいよう、かいよう性大腸炎、クローン病、腸へいそく、腹膜炎、そけいヘルニア、胃・食道静脈瘤

⑦ つぎの肝臓、胆道、膵臓の疾患

肝炎（ウイルスキャリアを含む）、肝硬変、脂肪肝、肝線維症、胆石症、胆のう炎、胆管炎、すい炎

⑧ つぎの泌尿器の疾患

腎炎、ネフローゼ症候群、巣状糸球体硬化症、腎不全、水腎症、尿路結石、腎結石、尿管結石

⑨ つぎの呼吸器の疾患

喘息、肺炎、肺結核、肺気腫、慢性気管支炎、肺線維症、睡眠時無呼吸症候群

⑩ その他の疾患

膠原病、リウマチ、骨粗しょう症、骨軟化症、後縦靭帯骨化症、免疫不全症候群、HIV 抗体検査陽性、肺外結核、卵巣機能不全症、子宮内膜症

別表 2

身体障害等級表

(2011年2月1日現在)

障害等級	1口あたりの共済金額	身体障害
第1級	高度障害共済金 100万円	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼が失明したもの 2 そしゃく及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 削除 6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7 両上肢の用を全廃したもの 8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9 両下肢の用を全廃したもの
第2級	高度障害共済金 100万円	<ol style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	障害共済金 40万円	<ol style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの
	高度障害共済金 100万円	<ol style="list-style-type: none"> 2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
	障害共済金 40万円	<ol style="list-style-type: none"> 5 両手の手指の全部を失ったもの
第4級	障害共済金 35万円	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの

障害等級	1口あたりの共済金額	身体障害
		6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	障害共済金 30万円	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2 1上肢を手関節以上で失ったもの 3 1下肢を足関節以上で失ったもの 4 1上肢の用を全廃したもの 5 1下肢の用を全廃したもの 6 両足の足指の全部を失ったもの
第6級	障害共済金 25万円	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 5 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 6 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの
第7級	障害共済金 20万円	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 2の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 削除 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの

障害等級	1口あたりの共済金額	身体障害
		8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側のこう丸を失ったもの
第8級	障害共済金 15万円	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 せき柱に運動障害を残すもの 3 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの 4 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失ったもの
第9級	障害共済金 10万円	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの 6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 6の3 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 7 1耳の聴力を全く失ったもの 7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 8 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの 9 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの 10 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの

障害等級	1口あたりの共済金額	身体障害
		11 1足の足指の全部の用を廃したもの 11の2 外貌に相当程度の醜状を残すもの 12 生殖器に著しい障害を残すもの
第10級	障害共済金 5万円	1 1眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 正面視で複視を残すもの 2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 3 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 4 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 5 削除 6 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したものの 7 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 8 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 9 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 10 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定する。
- 2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

(注) 本身体障害等級表の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1「障害等級表」(以下「障害等級表」という。)が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済金の支払事由が発生した時において現に効力を有する障害等級表の「障害等級」欄および「身体障害」欄の記載内容をもって読み替える。

別表 3

特定障害不担保法の対象となる障害状態

(2011年 2月 1日現在)

1. 視力障害

障害等級	身体障害
第 1 級	1 両眼が失明したもの
第 2 級	1 1眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になったもの 2 両眼の視力が 0.02 以下になったもの
第 3 級	1 1眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になったもの
第 4 級	1 両眼の視力が 0.06 以下になったもの
第 5 級	1 1眼が失明し、他眼の視力が 0.1 以下になったもの
第 6 級	1 両眼の視力が 0.1 以下になったもの
第 7 級	1 1眼が失明し、他眼の視力が 0.6 以下になったもの
第 8 級	1 1眼が失明し、又は 1 眼の視力が 0.02 以下になったもの
第 9 級	1 両眼の視力が 0.6 以下になったもの 2 1眼の視力が 0.06 以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
第 10 級	1 1眼の視力が 0.1 以下になったもの

2. 聴力障害

障害等級	身体障害
第 4 級	3 両耳の聴力を全く失ったもの
第 6 級	3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3 の 2 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
第 7 級	2 両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 2 の 2 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
第 9 級	6 の 2 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 6 の 3 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度

障害等級	身体障害
	<p>になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>7 1耳の聴力を全く失ったもの</p>
第10級	<p>3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>4 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p>

(注) 本特定障害不担保法の対象となる障害状態の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1「障害等級表」（以下「障害等級表」という。）が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済金の支払事由が発生した時において現に効力を有する障害等級表の「障害等級」欄および「身体障害」欄の記載内容をもって読み替える。